

補助金の申請から交付までの流れ

(1)安全運転サポート車を注文(購入、リース)します。

○令和4年3月1日から令和5年2月28日までに登録または届出する
中古車が対象です。

○補助金の交付は1人1回(台)限りです。

(2)補助金交付申請書を福井県に郵送(提出)してください。

【添付書類】

- ①安全運転サポート車販売証明書(事業者に記載を依頼してください。)
- ②県税の納税状況の確認について
- ③自動車検査証の写し
- ④運転免許証の写し(住所変更がある場合は裏面の写しも必要です。)
- ⑤限定運転宣言書の写し(両面)

○申請書の受付期間は、令和4年6月1日～令和5年3月6日です。(必着)

○申請書類は、登録または届出の翌月末までに提出してください。

ただし、

登録または届出の日が、令和4年3月1日から4月30日の場合は、6月末までに、
登録または届出の日が、令和5年2月1日から2月28日の場合は、3月6日までに提出してください。

○郵送方法については任意ですが、県に郵便物が届かない場合は、県では責任を負いかねますのでご了承ください。また、郵送事故等による書類紛失を防止するため、簡易書留等、配達記録が残る郵送方法を推奨します。

(3)「補助金交付決定兼額の確定通知書」が県から届きます。

(2)の申請書をご提出いただいてから約1～2か月後

(4)補助金が、申請書に記載した口座に振り込まれます。

(3)の通知書をお送りしてから約1か月後

※年度途中で申請総額が予算額に達した場合、申請書の受付を終了しますのでご注意ください。

 補助対象車両は1年以上所有する必要があります。

補助金を受けて取得した自動車を登録または届出の日から1年以内に譲渡・転売等した場合は、補助金を返納しなければならない場合があります。